

〔写〕

日本高野連発第12-0013号

平成24年5月24日

都道府県高等学校野球連盟会 長殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 校 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 奥 島 孝 康

部員不足による大会参加の特別措置について(通達)

今般、当連盟では、本日開いた平成24年度第1回理事会において、部員数不足の高等学校間の連合チームによる大会参加を認めることを決定しました。

平成9年まで高等学校野球における大会参加は、日本学生野球憲章ならびに大会参加者資格規定で、いずれも参加チームは当該高等学校を代表する選手によって編成された単独チームと規定されていましたが、同年5月に、高等学校の統廃合は多様化や活性化に対応するためやむを得ず実施されるもので、しかも校数や対象となる期間は限定されていることから、統廃合による影響で生じた部員不足により大会参加の機会が失われることのないようにという理由で統廃合による高等学校間の連合チームの大会参加を認める特別措置を定めました。

しかしながら昨今、少子化の進展にともない、小規模校が増加し、部員数不足の高等学校が増加する傾向が顕著となってまいりました。

平成23年度の当連盟の調査では、部員不足により公式戦を2大会以上棄権した高等学校が、全国で96校存在することが判明いたしました。

今後も少子化による部員不足の高等学校数が増加することは明白であり、当該校の野球部員の大会参加の機会をできるだけ減少させないために、次の特別措置を講じることになりました。

記

(1) 部員数不足の連合チームでの大会参加

- ① 原則として部員数が不足している（８人以下）２校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）
- ② 関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週２回程度の合同練習をすることが望ましい。
- ③ 適当な相手校が無いなどの理由で連合チームが組めない部員数不足校には、単独廃校のルールを適用することも可能とする。
ただし、母体となる部員数不足校の部員は最低５名は在籍しているものとし、他校からの部員を借り入れた後の当該校の部員数は１０名を超えないこととする。
（例：５名の場合⇒最大５名を借入可能。６名の場合⇒最大４名を借入可能。
７名の場合⇒最大３名を借入可能。８名の場合⇒最大２名を借入可能。）
- ④ 連合チームの申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。（不祥事による選手不足は部員数不足と認定しない）
- ⑤ 連合チームの組合せは、当該大会（春季大会・選手権大会・秋季大会）ごとに所属連盟に届け出て、承認を得ることとする。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ① 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ② ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。
また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニホームなど

次の用具（帽子、ユニホーム（上下）、アンダーシャツ、ストッキング、打者、走者用ヘルメットなど）については、特に連合チーム間で統一する必要はない。

上記以外に生じるケースや問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。

以 上